一般社団法人九州･沖縄不動産鑑定士協会連合会

定 款

第1章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会（以下「当会」）と称する。

（事務所）

第２条　当会は、事務所を福岡県福岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　当会は、会員相互間並びに会員と公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下連合会という）との間の連絡、協議並びに調整等を行い、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の啓発普及を行い、もって不動産鑑定評価制度の一層の発展に貢献することを目的とする。

（事　業）

第４条　当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互間並びに会員と連合会との間の情報交換及び連絡、協議、調整等を行うこと。

（２）不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査・研究並びにその成果の公表等を行うこと。

（３）不動産鑑定評価に関する研修を開催する等、会員の資質の向上を図る諸施策を講じること。

（４）不動産鑑定評価制度に関する社会一般の理解と信頼を高めるための啓発活動を行うこと。

（５）その他、当会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章　会員及び会費

（権利及び資格）

第５条　当会の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

（１）正会員　次のいずれかに該当する者で、当会の目的に賛同して入会した者。

ア．九州・沖縄各県に住所または勤務場所を有する不動産鑑定士または不動産鑑定士補

イ．九州・沖縄各県に事務所を有する不動産鑑定業者(従たる事務所を含む)の代表者（アに該当する者を除く）

（２）団体会員　九州・沖縄各県の不動産鑑定士協会

（入会）

第６条　正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を当会会長に提出しなければならない。

２　入会は会長が前条の要件に照らしてその認否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

（会費）

第７条　正会員は総会において定める会費規則に基づき、会費を納入しなければならない。

（会員の義務）

第８条　会員は、当会の定款及び諸規則を遵守し、秩序及び信用を重んじ、その品位を傷つけるような行為をしてはならない。

（退会）

第９条　正会員は、理事会が別に定める退会届を会長に届け出ることにより退会することができる。

（資格喪失）

第１０条　正会員が次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

（１）前条に基づき退会となった場合

（２）次条に基づき除名となった場合

（３）成年被後見人又は被保佐人となった場合及び死亡若しくは失踪宣言を受けた場合、または第５条（１）イの正会員であって、その不動産鑑定業者が解散したとき

（４）不動産の鑑定評価に関する法律第２０条、第３０条、第４０条又は第４１条の規定により登録の抹消を受けたとき

（５）総正会員が同意したとき

（除　名）

第１１条　正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

（１）会費を２年以上納入しないとき

（２）当会の名誉を毀損し、または当会の目的に反する行為をしたとき

（３）この定款または当会の規則もしくは規定で定める事項に違反したとき

２　前項により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の決議を行う総会の日から２週間前までにその旨を通知し、かつ、総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

（懲　戒）

第１２条　正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て会長がこれを懲戒することができる。

（１）当会の定款、規則もしくは規定または総会の決議に違反したとき。
（２）会員として品位を著しく損なう行為または秩序を乱す行為をしたとき
２　理事会における懲戒の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上が出席し、その４分の３以上にあたる多数をもって行うものとする。
３　前項の規定により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の決議を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
４　会長は、会員を懲戒したときは、次の総会において報告しなければならない。
５　前各項及び次条に定めるもののほか、懲戒に関する事項は、理事会の定めるところによる。

（懲戒の種類）
第１３条　懲戒は次の２種とする。
（１）戒告
（２）１年以内の会員権停止
２　会員権とは、当会における選挙権及び被選挙権、総会または委員会等への参加権及び議決権、研修会へ参加する権利等をいう。

（拠出金品の不返還）
第１４条　納入した会費その他の拠出金品は、原則として返還しない。

第4章　総 会

（構　成）
第１５条　総会は正会員をもって構成する。
２　第１項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権　限）
第１６条　総会は、次の事項について決議する。
（１）入会及び会費に関する事項
（２）役員の責任の一部免除
（３）会員の除名
（４）理事及び監事の選任又は解任
（５）定款の変更
（６）解散及び残余財産の帰属
（７）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第１７条　総会は、通常総会を毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。
２　通常総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

（招　集）
第１８条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　正会員の総決議権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、臨時総会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１９条　総会の議長は、会長（または会長が指名するもの）がこれに当たる。

（議決権）
第２０条　正会員１名につき１個の議決権を有する。

（定足数）
第２１条　総会は正会員総数の過半数の出席により成立する。

（決議）
第２２条　総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の３分の２以上の議決をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）役員の責任の一部免除
（４）定款の変更
（５）当会の解散
（６）その他法令またはこの定款で定められた事項

（議決権の代理行使）
第２３条　総会に出席できない正会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該正会員または代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を当会に提出しなければならない。
２　前項の代理人は、当会の正会員でなければならない。

（書面による議決権の行使）
第２４条　総会に出席できない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、当該書面を当会に提出しなければならない。

（議事録）
第２５条　総会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成し保存する。
２　議長及びその総会において選任された議事録署名人２人は前項の議事録に記名押印する。

第5章　役　員 等

（種類及び定数）
第２６条　当会に次の役員を置く。
（１）　理　　事　９名以上１２名以内
　　監　　事　２名

（選任等）
第２７条　理事及び監事は次に定める者とする。
（１）理事及び監事は、会員のうちから総会の決議によって選任する。
（２）理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
（３）理事のうち、理事会の決議によって代表理事１名を選定し、代表理事をもって会長とする。また２名以内を副会長とすることができる。
（４）理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（５）他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務権限）
第２８条　会長は、当会を代表し、その業務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、理事会で決定した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は理事会を構成し、当会の業務を執行する。
４　会長、副会長及び理事は、毎事業年度毎に２回以上、自己の職責の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）
第２９条　監事は次に掲げる職務を行う
（１）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
（２）理事および使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状態を調査すること。
（３）理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくはこの定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を

理事会に報告すること。
（４）理事会に出席し、意見を述べること。
（５）第３号の報告をするために必要と認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
（６）その他法令で定める職務

（任　期）
第３０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　役員は辞任または任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解　任）
第３１条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報　酬）
第３２条　理事及び監事は原則として無報酬とする。
２　理事及び監事には、総会において別に定める費用弁償に関する規定により、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（役員の責任の免除）
第３３条　当会は、法人法第１１１条第１項の賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、特に必要と認めるときは、法人法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（相談役）
第３４条　当会に相談役をおくことができる。

（相談役の職務）
第３５条　相談役は、当会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応じる。

第6章　理 事 会

（構　成）
第３６条　当会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３７条　理事会は当会の運営に関し、次の事項を審議する。

（１）当会の業務執行に関する事項

（２）総会に関する事項

（３）九州・沖縄各県不動産鑑定士協会（当会団体会員）より提案があった事項

（４）定款の変更に関する事項

（５）理事の職務の執行の監督

（６）会長及び副会長の選定及び解職

（７）経費の支出並びに決算に関する事項

（８）定款を実施するために必要な規則等の制定及び改廃に関する事項

（９）委員会の委員長及び委員の選任に関する事項並びに連合会の委員会委員の推薦に関する事項

（１０）その他法令またはこの定款に定める事項

（１１）前各号のほか、会長が理事会の議を経ることを適当と認めた事項

２　理事会は、連合会との連絡調整等のため、連合会理事及び委員等に会務執行について意見を求めることができる。

（開　催）

第３８条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

２　理事会は、会長がこれを招集する。ただし、会長が欠けたときまたは事故あるときはあらかじめ定めた順序により副会長が招集する。

３　通常理事会は、年４回、臨時理事会は必要に応じて開催する。

４　通常理事会は、１４日以前、臨時理事会は、５日以前に各理事に通知する。但し、事情によりその期間を短縮することができる。

（議　長）

第３９条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に差し支えがあるときは、あらかじめ定めた順序により副会長がこれに当たる。

（決議等）

第４０条　理事会は理事総数の３分の２以上の出席がなければ開催することができない。

２　理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

（議事録）

第４１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章　委 員 会

（種　類）

第４２条　当会に、第４条に掲げる事業の企画及び立案のため、理事会の定めるところにより、必要に応じ任意の機関として委員会を設置することができる。

２　各委員会の委員長等は、理事会において選任する。

３　委員長は、会長、副会長及び他の理事の業務について補佐をする。

第8章　会計、事業計画等

（事業年度及び収支予算）

第４３条　当会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

２　会長は毎事業年度の開始の日の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）その他理事会で必要と認められたもの

３　前項の承認を受けた書類についてはその内容を直近の総会に報告しなければならない。

４　第２項の承認を受けた書類については、当該年度が終了するまで事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４４条　当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、通常総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事の名簿

第9章　定款の変更および解散及び清算

（定款の変更）
第４５条　当会の定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第４６条　当会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）
第４７条　当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　当会は、剰余金の分配を行わない。

第10章　公告の方法

第４８条　当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章　事 務 局

（事務局）
第４９条　当会に事務局を置く。
２　事務局には事務局長を置くことができる。
３　事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
４　その他の職員は、会長が任免する。
５　事務局の組織および運用に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第12章　雑　　則

（雑　則）
第５０条　当定款の施行に関し必要な事項は、理事会において定める。
２　当会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附　　則

（最初の事業年度）
第５１条　当会の最初の事業年度は、当会が法人として成立した日から平成２５年３月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第５２条　当会の設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事　　玉那覇　兼雄
設立時理事　　吉田　稔
設立時理事　　麻生田　栄壽
設立時理事　　大串　俊三
設立時理事　　樋口　純一
設立時理事　　上治　昭人
設立時理事　　斉藤　晃一
設立時理事　　福井　章夫
設立時理事　　玉城　邦治
設立時理事　　安木　徳男
設立時監事　　加藤　一生
設立時監事　　内田　信行
設立時代表理事　玉那覇　兼雄

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５３条　設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員　　氏名　玉那覇　兼雄

（法令の準拠）

第５４条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第５５条　連合会が公益認定法による移行認定を受けて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行うまでは、この定款の中で「公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」については「社団法人日本不動産鑑定協会」とし、連合会に関する規定は適用しないものとする。